

令和 8 年度
第 1 回郡山市少年センター運営協議会



日 時 令和 8 年 8 月 21 日 (金)
1 3 時 3 0 分～
場 所 郡山市役所 西庁舎
5 階 5 - 1 - 2 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長及び副会長の選出

5 議 事

(1) 報告事項

① 令和 7 年度少年センター事業報告について

② 令和 8 年度少年センター運営方針・事業計画について

(2) 協議事項

① 青少年の諸問題や現状と街頭補導活動等の在り方について

② 子ども・若者育成支援推進事業について

③ その他

6 そ の 他

7 閉 会

郡山市少年センター運営協議会協議会名簿

任期:令和8年7月25日～令和10年7月24日

令和8年7月25日現在

期数	氏 名	推薦団体名	備考
3	三 田 眞理子	郡山市社会福祉協議会	
2	安 齋 栄理子	福島県教育庁県中教育事務所	
新	北 澤 和 久	郡山市小中学校長会	
新	根 本 太 介	郡山市PTA連合会	
新	宗 像 一 美	郡山警察署	
2	高 橋 健 治	郡山北警察署	
新	藤 原 美智子	福島家庭裁判所	
3	瀧 田 勉	郡山市補導員会	
新	宗 田 紀 美	郡山市青少年健全育成推進協議会	
新	鈴 木 綾	特定非営利活動法人こおりやま 子ども若者ネットワーク	
新	遠 藤 寿美子	公募	

(敬称略)

※参考資料

郡山市少年センターの概要

【少年センターの目的】

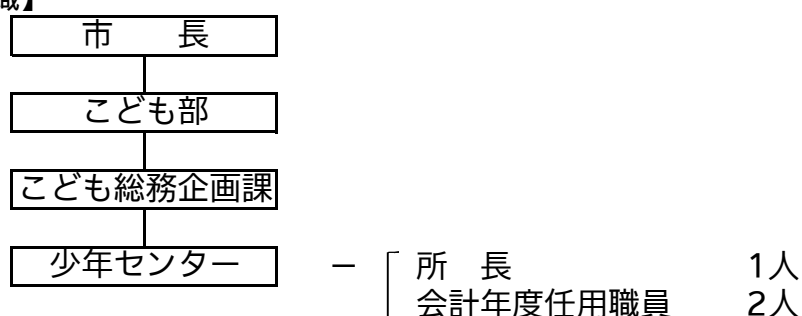
「地方自治法第244条第1項の規定に基づき、少年の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。」（郡山市少年センター条例第1条）

【少年センターの事業】

郡山市少年センター条例第3条に規定

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) その他必要な事業

【組織】



【事業概要】

(1) 街頭補導

少年を被害や事故から守り、非行化を防止して健全に育成するため、問題の起きやすい場所、たまり場、危険な場所などを巡回し、問題を抱えた少年または問題を起こしそうな少年の早期発見、早期補導を行う。

(2) 少年相談

少年本人、保護者、知人、雇い主、補導員その他から進路、家庭、交友、学校等の相談の一次的な窓口として幅広く受け付け、適切な対応を行う。

(3) その他必要な事業

少年をとりまく有害な社会環境等を改善する環境浄化活動や青少年健全育成の推進のための啓発、啓蒙活動等を行う。

【補導員】

郡山市少年センター条例により、定数を150名以内とする。

令和8年8月1日現在 65名

※ 福島県教育委員会の働き方改革方針を踏まえ、令和6年3月20日付けで小・中学校の教員16名の補導員を解嘱した。

また、県南地区高等学校生活指導協議会の教員15名については、令和7年7月31日の任期満了に伴い推薦依頼を取りやめた

【補導員会】

補導員を会員とする組織で、補導員の研修や少年センターへの協力・活動を目的とする。

郡山市少年センター運営協議会の概要

【協議会の位置付け】

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により設置される「附属機関」である。

【設置目的】

「少年センターの円滑な運営を図るため、郡山市少年センター運営協議会を置く。」（郡山市少年センター条例第4条第1項）

【委員の人数】

おおむね10人

【委員の任期】

2年（現在の任期 令和8年7月25日から令和10年7月24日まで）

【会長・副会長の選出】

委員の互選により定める。

【会議の招集】

会長が招集し、その議長となる。

【会議の開催】

委員の過半数の出席を要する。

年2回の開催を予定している。（例年8月と2月頃）

【会議の公開】

会議は、原則として公開とする。

【委員の身分】

非常勤特別職

【報酬】

報酬	※令和8年度 日額	8,100円
----	--------------	--------

【費用弁償】

旅費	※令和8年度	
	5 kmまで	600円
	15 kmまで	1,500円

4 会長・副会長の選出

郡山市少年センター条例施行規則（抜粋）

（会長及び副会長）

第3条 運営協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

会 長	
副会長	

5 議 事

(1) 報告事項

① 令和7年度少年センター事業報告

開催月日	名 称	出席者数	備 考
4月	さくらまつり特別補導（4月10,11,15,17日）	13人	開成山公園他
5月5日	こどもまつり特別補導	4人	カルチャーパーク
5月27日	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部 第1回支部会・総会	1人	所長出席 日大東北高校
7月3日	ふくやま夢花火関係団体連絡会議	1人	所長代理出席
7月7日	鬼子母神まつり特別補導（参加者なし）	—	法現寺周辺（咲田）
7月8日	〃 （熱中症予防のため中止）	—	法現寺周辺（咲田）
7月	福島県少年センター連絡協議会総会	—	書面開催
8月2日	ふくやま夢花火特別補導	2人	阿武隈川河川敷
8月8・9日	うねめ祭り特別補導	15人	郡山駅前
8月14日	あさか野花火特別補導	2人	カルチャーパーク
8月20日	第1回少年センター運営協議会	12人	出席委員7人
			部長、次長、補佐他2人
9月27～29日	秋祭り特別補導（安積國造神社秋季例大祭）	10人	郡山駅周辺
10月7日	福島県少年センター連絡協議会補導員研修会	14人	原町生涯学習センター
10月	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部 第2回支部会	—	（中止）
11月20日	郡山市補導員会視察研修	15人	いわき震災伝承みらい館
12月24・25日	クリスマス特別補導	11人	郡山駅周辺
1月6日	七日堂参り特別補導	6人	如寶寺周辺（堂前町）
2月13日	第2回少年センター運営協議会	9人	出席委員5人
			次長、補佐他2人

② 令和8年度少年センター運営方針・事業計画

【運営方針】

1 補導活動の実施

青少年の健全育成と非行防止を図るため、補導活動を実施する

- (1) 情報や調査に基づく不良環境個所の点検分析
- (2) 未成年者入場禁止場所等の点検調査
- (3) 愛の一声運動の実施
- (4) 特別補導（各種行事等）の実施
- (5) 補導員研修の実施
- (6) 他市少年センターとの連絡協調

2 社会環境浄化運動の推進

青少年をとりまく有害な社会環境の浄化活動を実施する

- (1) 有害な広告物等(チラシ)の点検、協力依頼を実施
- (2) 不良行為が起こり易い「たまり場」の点検調査

3 関係機関団体との連携

補導活動及び少年相談への対応のため、関係機関団体との連携を深め、協力体制を維持する

4 広報活動の推進

青少年の健全育成を図るため、WEB、広報紙、ポスター等による市民への啓発を図る

【事業計画】

1 通常補導

〔平日午後〕	15:30	～	17:00	72回/年
〔下校時〕	16:00	～	17:30	36回/年
〔土・日〕	15:30	～	17:00	18回/年
〔夜間〕	18:30	～	20:00	18回/年
計				144回/年（平均 週3回）

【特別補導・研修・会議等】

月	特別補導活動	研 修 ・ 会 議 等
4月	さくらまつり補導	
5月	こどもまつり補導	第1回県南地区高等学校生活指導協議会
6月	鬼子母神まつり補導	
7月		福島県少年センター連絡協議会総会(会津若松市)
8月	うねめまつり補導	第1回少年センター運営協議会
9月	秋まつり補導	郡山市補導員会視察研修
10月		福島県少年センター連絡協議会補導員研修会(福島市) 第2回県南地区高等学校生活指導協議会
11月		福島県青少年健全育成推進大会(福島市) 郡山市青少年健全育成推進大会
12月	クリスマス補導	
1月	七日堂参り補導	
2月		第2回少年センター運営協議会
3月		第3回県南地区高等学校生活指導協議会

- その他
- ・郡山駅以外の近隣の駅等での補導を実施する。
 - ・郡山市内の高等学校の年間行事予定の把握に努め、補導活動の参考とする。

(2) 協議事項

① 青少年の諸問題や現状と街頭補導活動等の在り方について

② 子ども・若者育成支援推進事業について

---メモ---

○郡山市少年センター条例

昭和40年5月1日

郡山市条例第117号

改正 昭和42年7月20日郡山市条例第63号

昭和43年9月18日郡山市条例第39号

平成26年12月19日郡山市条例第45号

平成30年12月19日郡山市条例第69号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、少年の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	郡山市少年センター
位置	郡山市清水台一丁目6番1号

(平26条例45・平30条例69・一部改正)

(事業)

第3条 郡山市少年センター（以下「少年センター」という。）は、関係機関と緊密な連携を保ち、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) その他必要な事業

(平30条例69・一部改正)

(運営協議会)

第4条 少年センターの円滑な運営を図るため、郡山市少年センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会の委員は、おおむね10人とし、市長が任命又は委嘱する。

(補導員)

第5条 少年センターに補導員を置き、市長が委嘱する。

(職員)

第6条 少年センターに必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、少年センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日の前日までに、従前の郡山市が、郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第11号）の規定により任命又は委嘱した運営協議会の委員及び補導員は、この条例の規定にかかわらず、新たに任命又は委嘱されるまでの間在任するものとする。

附 則（昭和42年郡山市条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年郡山市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第45号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年郡山市条例第69号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第117号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第2項の運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 福祉関係機関の職員
- (2) 教育関係機関の職員
- (3) 警察司法関係機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 市の区域内に住所を有する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平16規則6・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし可否同数のときは、会長が決する。

(補導員)

第5条 条例第5条に規定する補導員の定数を150名以内とする。

2 補導員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育団体関係者
- (3) 保護司等団体関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 補導員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平16規則6・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に運営協議会の委員に委嘱又は任命されている者の任期については、第2条第2項の規定にかかわらず、昭和53年5月31日までとする。
- 3 この規則施行の際、現に補導員に委嘱されている者の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず、昭和54年6月30日までとする。

附 則（平成16年郡山市規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。